

建築基準法の規定による建築主事の所管区域の指定（昭和 35 年岩手県告示第 1136 号）の一部を次のように改正し、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

平成 18 年 3 月 31 日

岩手県知事 増 田 寛 也

改正前			改正後		
建築物等の種類	所管区域	所管する建築主事	建築物等の種類	所管区域	所管する建築主事
1～3 [略]	[略]		1～3 [略]	[略]	
	[略]	一関地方振興局 土木部に勤務する建築主事		[略]	県南広域振興局 一関総合支局土木部に勤務する建築主事
	[略]	北上地方振興局 土木部に勤務する建築主事		[略]	県南広域振興局 北上総合支局土木部に勤務する建築主事
	[略]	水沢地方振興局 土木部に勤務する建築主事		[略]	県南広域振興局 土木部に勤務する建築主事
	[略]	千厩地方振興局土木部に勤務する建築主事		[略]	県南広域振興局 一関総合支局土木部千厩土木センターに勤務する建築主事
	[略]			[略]	
	[略]	遠野地方振興局 土木部に勤務する建築主事		[略]	県南広域振興局 花巻総合支局土木部遠野土木センターに勤務する建築主事
[略]	[略]		[略]	[略]	
	[略]	水沢地方振興局 土木部に勤務する建築主事		[略]	県南広域振興局 土木部に勤務する建築主事
	[略]	花巻地方振興局 土木部に勤務する建築主事		[略]	県南広域振興局 花巻総合支局土木部に勤務する建築主事

[略]	<u>北上</u> 地方振興局 <u>土木部</u> に勤務する建築主事	[略]	<u>県南広域</u> 振興局 <u>北上総合支局土木部</u> に勤務する建築主事
[略]	<u>一関</u> 地方振興局 <u>土木部</u> に勤務する建築主事	[略]	<u>県南広域</u> 振興局 <u>一関総合支局土木部</u> に勤務する建築主事
[略]	<u>千厩</u> 地方振興局 <u>土木部</u> に勤務する建築主事	[略]	<u>県南広域</u> 振興局 <u>一関総合支局土木部千厩土木センター</u> に勤務する建築主事

備考 改正部分は、下線の部分である。